

品確法第22条に基づく発注関係事務の 運用に関する指針 改正案と取組内容について

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 **【発注者の責務】**
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 **【基本理念】**

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 **【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】**

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の骨子案の概要（1／3）

（H26制定時）

（改正骨子案）

（改正事項）

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1. 発注関係事務の適切な実施

- (1) 調査及び設計段階
- (2) 工事発注準備段階
- (3) 入札契約段階
- (4) 工事施工段階
- (5) 工事完成後
- (6) その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

働き方改革への対応

- 適正な工期設定
- 計画的な発注や施工時期の平準化
- 工事中の施工状況の確認等

生産性向上への取組

- ICT技術の活用を含めた最新の積算基準を適用
- 3次元データ等を積極的に活用
- 関係者間での情報共有システムの推進

法改正に基づき改正

- 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

調査設計の品質確保

- 業務の性格に応じた技術提案の評価内容の設定

働き方改革への対応

- 計画的な発注や履行時期の平準化

生産性向上への取組

- 電子納品のオンライン化を積極的に推進
- データ連携基盤を構築

2. 発注体制の強化等

- (1) 発注体制の整備等
- (2) 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

法改正に基づき改正

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制
- 発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進

（H26制定時）

（改正骨子案）

（改正事項）

Ⅲ. 災害時における緊急対応

1 工事

- 1-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業団体や他の発注者との連携等

災害時の緊急対応の充実強化

- 災害時における入札契約方式の選定
 - ・随意契約
 - ・指名競争入札
- 実態を踏まえた積算の導入
- 一括審査方式の活用
- 事業促進PPPの活用

（H26制定時）

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

（改正骨子案）

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

近年の取組事項を反映
 ○ワークライフバランス等推進企業の評価項目の設定
 ○ISO9001を活用した品質管理

- 2 測量、調査及び設計業務
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

調査設計の品質確保
 ○設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

Ⅳ. その他配慮すべき事項

Ⅴ. その他配慮すべき事項

- 1. 受注者等の責務
- 2. その他

法改正に基づき改正
 ○適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結

令和元年8月8日に開催した「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会」を踏まえ、発注関係団体、建設業団体等へ文書による意見照会を実施。

★意見照会の概要

期間：令和元年8月8日～9月13日

対象：発注関係団体 1, 826団体

（ 関係省庁(23)、独立行政法人等(15)、都道府県(47)、
政令市(20)、市区町村(1, 721) ）

建設業団体等 840団体

★意見照会の結果

	提出団体数	意見数
発注関係団体	143	941
建設業団体等	108	1, 580
合計	251	2, 521

改正項目	主な意見	
	発注者（省庁・地方公共団体等）	業界団体
災害時の緊急対応の充実強化	<p>・緊急度の高い応急復旧工事は、<u>随意契約において、設計図書が省略でき、概算金額見積書により発注、現地の状況等を踏まえた内容で変更ができる旨を明記して欲しい。</u></p>	<p>・災害の規模や発生箇所に応じて、<u>県・市町村と連携・調整して協定を発動、対応要請を行って欲しい。</u></p>
働き方改革への対応	<p>・施工時期の平準化の取組状況等の比較は、<u>画一的にならないようにして欲しい。</u></p>	<p>・改正労働基準法の時間外労働の上限規制の件を明記して欲しい。</p>
生産性向上への取組	<p>・ICT施工による効率化は、<u>国の実施状況を参考とさせていただきたい。</u></p>	<p>・本来の目的である効率化や省力化に留意し運用する旨を記載願いたい。</p>
調査・設計の品質確保	<p>・<u>オンライン電子納品の積極的な推進について現実的に市町村レベルで対応することが可能か検討して欲しい。</u></p>	<p>・<u>契約変更により、納期が3月末になる場合には、積極的に繰越明許費を活用し納期を延長し、労働環境の改善を図っていただきたい。</u></p> <p>・<u>ダンピング受注防止のため、低入札価格調査基準や最低制限価格の適用を地方公共団体を含めた全ての業務に徹底されたい。</u></p>

発注関係事務の運用に関する指針 改正案のポイント

公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。



運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**（地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び**設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、ICTの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

全体の構成

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 業務
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

III. 災害時における対応

- 1 工事
 - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 2 業務
 - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 業務
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

V. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

「発注関係事務の運用に関する指針」改正案 主な項目(工事・業務)

【引き続き取り組む主な事項】

- 予定価格の適正な設定
- 歩切りの根絶
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- 発注者間の連携体制の構築

- 工事・業務の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- 見積りの活用
- 受注者との情報共有、協議の迅速化
- 適切な設計変更
- 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

【改正に伴い新たに追加・取組が強化された主な事項】

① 工事

1) 施工時期の平準化

「発注見通しの統合・公表の実施」「繰越明許費・債務負担行為の活用」「取組事例等の情報共有」等の施工時期の平準化の取組を積極的に実施する。

2) 生産性向上

各段階においてICTを積極的に活用し、官民が保有するデータの連携や電子納品（業務や工事の各段階の最終成果を電子成果品として納品すること）のオンライン化等の推進に努める。

3) 適正な工期設定

工事の内容、規模、方法等を踏まえた施工に必要な日数、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

建設資材や労働者確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

4) 総合評価落札方式の改善

海外での施工経験のある技術者の活用も考慮した要件緩和など

② 業務

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においてはプロポーザル方式により技術提案を求めるほか、競争に付する場合も、発注する業務の内容に照らして必要が無いと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努める。

③ 災害時の対応

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争入札等の適用を検討するとともに、概算数量による発注を行った上で、現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

①工事 1)施工時期の平準化

地方公共団体における平準化の取組の更なる推進

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、他の発注者の状況も把握できるよう公表するよう努める。

あわせて、国は、施工時期の平準化の取組により人材・資材・機材等の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の担い手確保や生産性向上に貢献するものであること等について情報提供を行うとともに、各地方公共団体等の施工時期の平準化の先進優良事例等の共有に努める。

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底
(中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
 - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
 - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
 - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

①工事 1)施工時期の平準化 中長期的な発注の見通し公表について(案)

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

中長期的な工事の発注見通しについて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、「地域発注者協議会等」を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

【参考イメージ】事業(プロジェクト) 一覧表(案)

入札情報サービス 発注の見通し(工事)検索結果 - Internet Explorer

http://www.i-ppi.jp/IPPI/SearchServices/Web/Koji/Mitoshi/Search.aspx

発注の見通し | 入札公告等 | 入札の経過 | 発注の見通し | 入札公告等 | 入札の経過 | 発注機関情報

発注の見通し(工事)検索結果

該当する案件が **55** 件あります。1~20 件表示しています

CSV出力

No	発注機関/担当部・事務所 △▽	工事名	入札契約方式 △▽	工事区分 △▽	入札予定時期 △▽	更新日 △▽
1	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道357号東京湾岸道路改良工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01
2	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道1号・246号環境対策工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01
3	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道16号保土ヶ谷出張所管内環境対策工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載



事業計画通知や各種計画に記載している事業(プロジェクト)の中長期的な見通しとして追加

No	発注機関/担当部・事務所 △▽	事業名	更新日 △▽
1	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道(〇〇~〇〇)(〇〇環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道路	2020/04/01

対象事業

改修・改築系 : 事業計画通知で公表している事業(プロジェクト)

補修・修繕系 : 点検結果等で補修・修繕予定を公表している事業(プロジェクト・構造物等)

【参考イメージ】国道〇〇号 〇〇道路の詳細

発注機関	国土交通省〇〇地方整備局
担当部・事務所	〇〇国道事務所
事業名称	国道〇〇号 〇〇道路
事業区間	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
全体事業費	〇〇〇億円
当年度の事業費	〇〇億円
事業進捗／完成予定時期	事業進捗率：〇〇% 用地進捗率：〇〇%
概要	道路改良工 〇km 橋梁上下部工 〇橋 トンネル工 〇箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
留意事項	

①工事 2)生産性向上 BIM/CIMを活用した事業の品質確保について

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

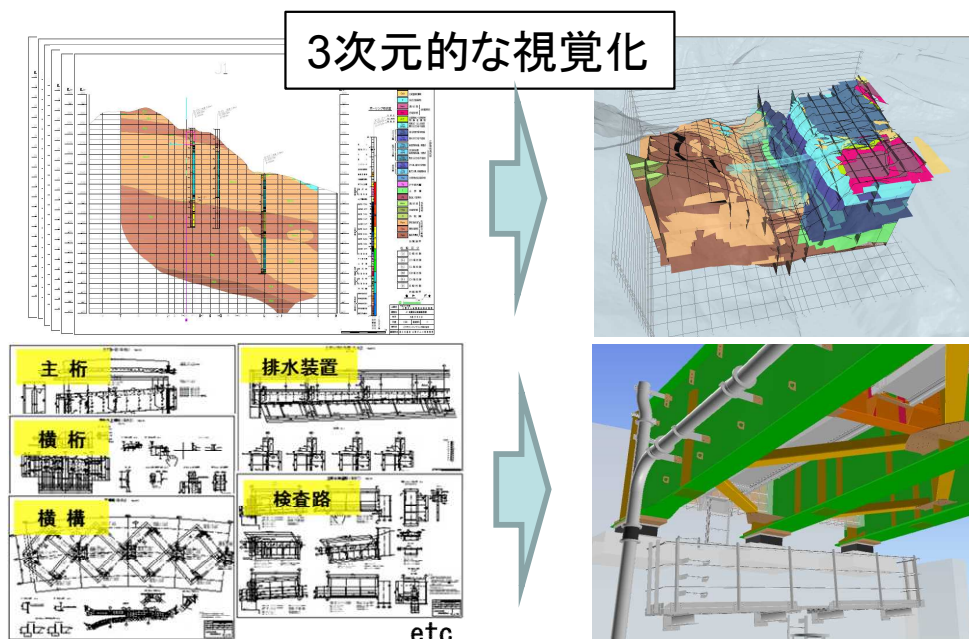
工事の発注の準備として、測量、地質や地盤、自然環境、工事影響範囲の用地などの工事の施工に必要な情報を適切に把握する。その際、BIM/CIM※、3次元データや情報共有システム等ICTの積極的な活用に努める。

○BIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。

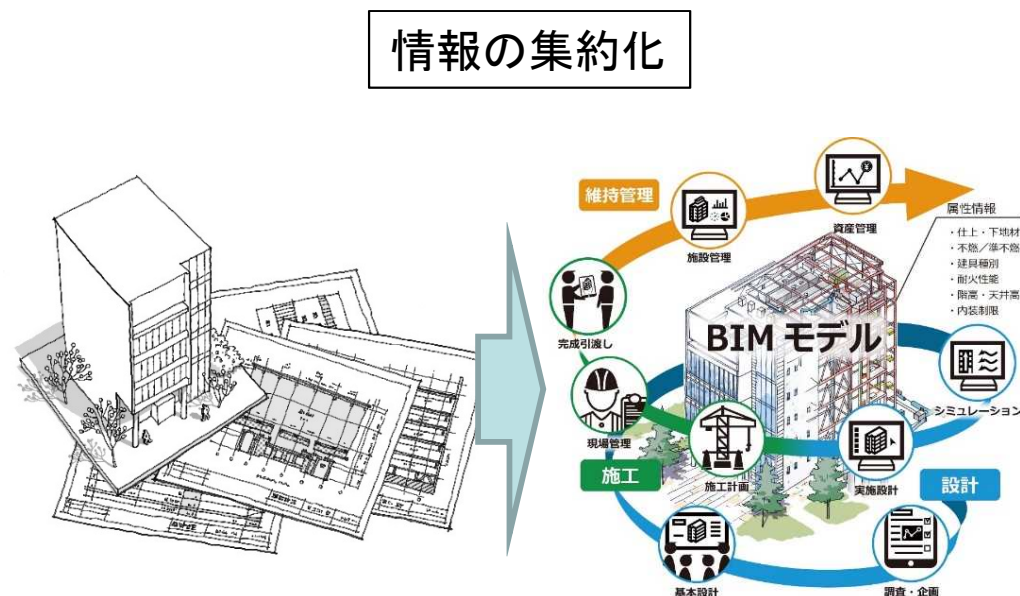
○BIM/CIMを活用することで、3次元的な視覚化が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、情報の集約化が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。

○ひいては、建設生産・管理システム全体における、事業の生産性向上や品質の確保を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



➢ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかななどを3次元的にチェックが可能となる。



➢ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

①工事 2)生産性向上

オンライン電子納品の取り組み状況

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

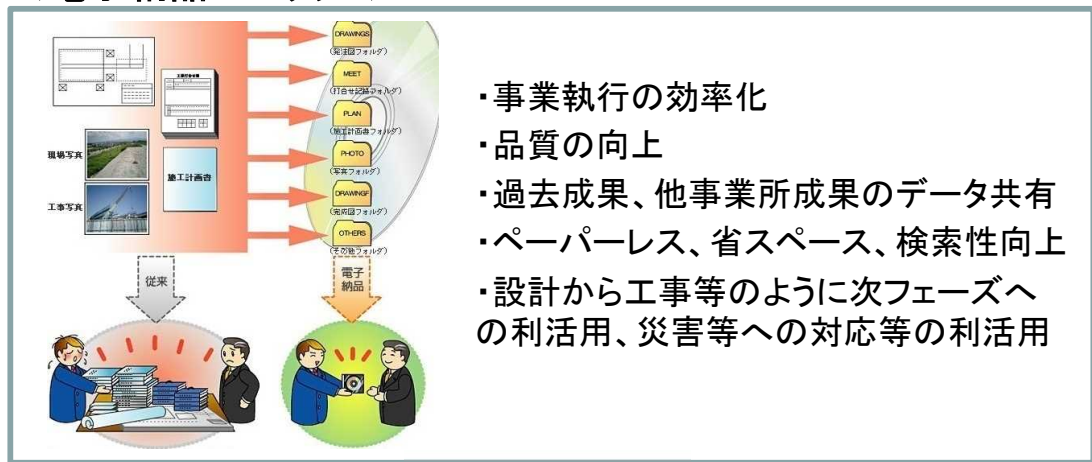
オンライン電子納品の推進に努めるとともに、データやモデルがクラウド上で簡単にアクセスできるデータ連携基盤を構築するよう努める。

○電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。
(平成16年より本格運用中)

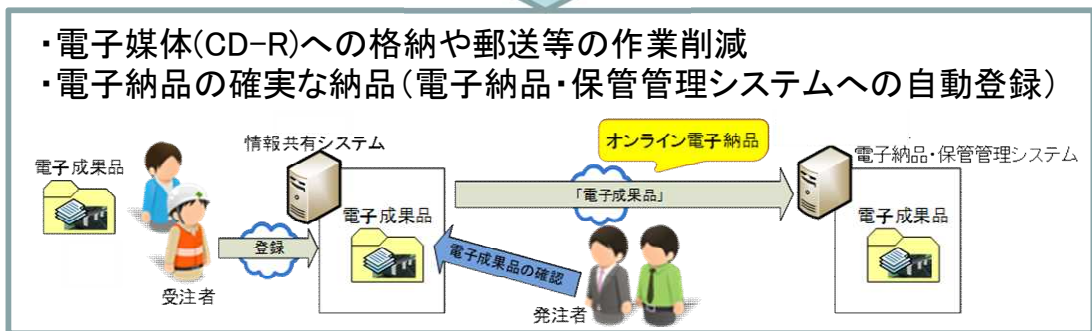
○各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。

○オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

<電子納品のメリット>



オンライン化



<これまでの実施内容と今後の予定>

平成30年度
手法及びシステム仕様の検討
現場試行26件(内訳:工事24件、業務2件)

令和元年度
システム開発

令和2年度(目標)
運用開始

※自治体での電子納品のオンライン化に対しても支援を実施

①工事 2)生産性向上 技術者情報ネットワークの構築

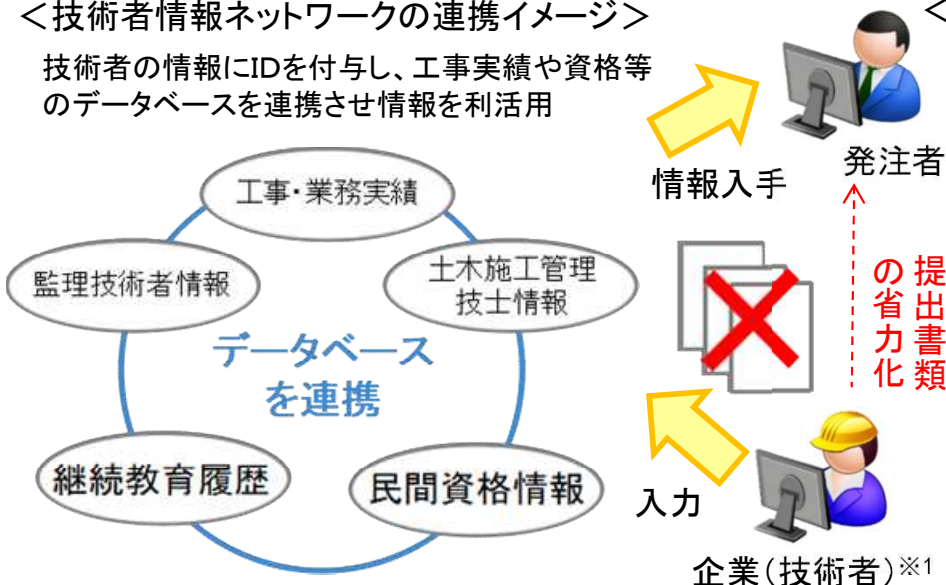
発注関係事務の運用に関する指針 改正案

技術者の資格や実績をデータベースへ登録するよう受注者へ指示するとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組(技術者ネットワーク)の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。

- 効率的な情報活用により、企業が入札契約手続きや工事現場で必要となる提出書類を省力化
- ICT技術の利活用により、若手技術者活用工事の更なる実施等に寄与

<技術者情報ネットワークの連携イメージ>

技術者の情報にIDを付与し、工事実績や資格等のデータベースを連携させ情報を利活用



<入札契約手続きや工事実施時の提出書類の削減イメージ>

(例) 技術者情報に関連する書類は技術者の氏名と連携ID番号及び同種類別の工事名のみ記載

**データベースを活用し
提出書類を削減**

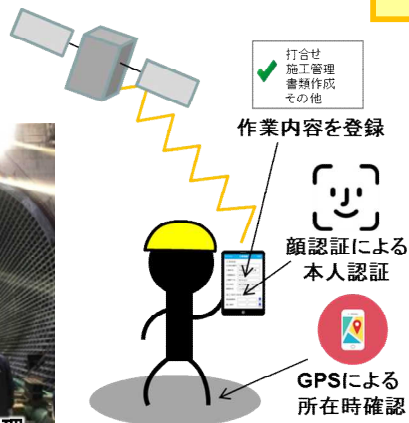
これまで競争参加資格確認資料※2を提出
(技術者関連資料:約20枚)

- ・現場従事記録は、次の現場でも活用
- ・DBへの若手技術者の工事実績登録が促進
- 若手技術者活用工事等の更なる実施に寄与

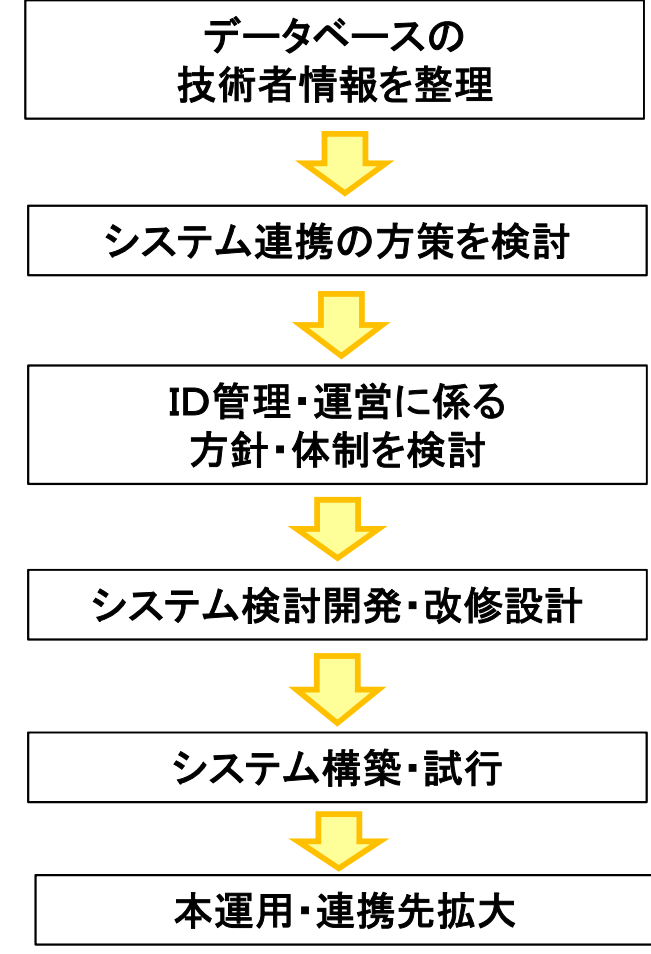
作業時間、作業内容、緯度経度等が入力され、現場技術者の現場従事を記録

日時(陰暦)	区分	作業内容	認証区分	緯度	経度
2019/02/05 20:14	退場			35.355927	139.484639
2019/02/05 12:19	入場	施工管理	顔認証	35.355927	139.484639
2019/02/05 11:57	退場			35.355926	139.484639
2019/02/05 11:43	入場	打合せ	顔認証	35.355926	139.484639
2019/02/05 11:42	退場			35.355927	139.484639
2019/02/05 07:57	入場	施工管理	顔認証	35.355927	139.484639

<工事従事期間の登録の簡素化> (平成30年度試行)



<実施に向けた進捗イメージ> 現在



※1:現状は企業のみ入力(技術者からの登録方法も検討)

※2:配置予定の主任(監理)技術者の資格・工事経験技術者の資格資料(一級土木施工管理技士・監理技術者資格者証 等)

①工事 4)総合評価落札方式の改善 海外技術者評価制度(仮称)の創設

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

若手や女性技術者の登用や海外での施工経験のある技術者の活用も考慮した要件緩和、災害時の施工体制や活動実績の評価など適切な競争参加資格の設定に努める。

背景

「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」において、海外展開を促進する仕組みの構築の必要性が明記

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ

(平成30年4月 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会)

5-4. 海外展開を促進する仕組みの構築

・JICA等の国際協力機関と連携して、海外における技術者の実績・成績等を国内工事・業務でも活用できるような制度構築の検討を行うべき。そのためにジ・エンジニアや海外実績の評価導入、海外実績、成績等の国内工事・業務への活用を検討すべき。

対応の基本方針

- 海外の工事・業務については発注主体が多種多様であることから、通常の国内の直轄工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

1. 対象: 海外の工事・業務で実績を有する日本の技術者
2. 審査方法: 審査委員会を設置
3. 褒賞: 大臣表彰

総合評価で評価方法

- 【工事】 WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外実績を有するものを優先的に選定。
 - 【業務】 総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定
- ※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

①工事 4)総合評価落札方式の改善

国交省発注工事における労務賃金改善への取り組みの促進

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

元請業者のみならず全ての下請業者を含む工事及び業務を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期や履行期限を定める下請契約を実施する。

- 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与(技術評価における加点)するモデル工事(「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(仮称))を試行する。

1. 対象工事

*(一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

- 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日※までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表するとともに、下請企業への見積依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)
※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

3. 工事成績評定

- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする
＜見積書を確認する範囲＞
 - ・一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、
下請金額3,500万円以上の契約(警備業者との契約も対象に含む)
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

4. スケジュール

- 令和元年下半期(10月)から試行

①工事 4)総合評価落札方式の改善 直轄工事における『登録基幹技能者』を活用する工事(試行)

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、～(中略)～必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能(登録基幹技能者等の資格の保有など)等を評価項目に設定する。

取組概要

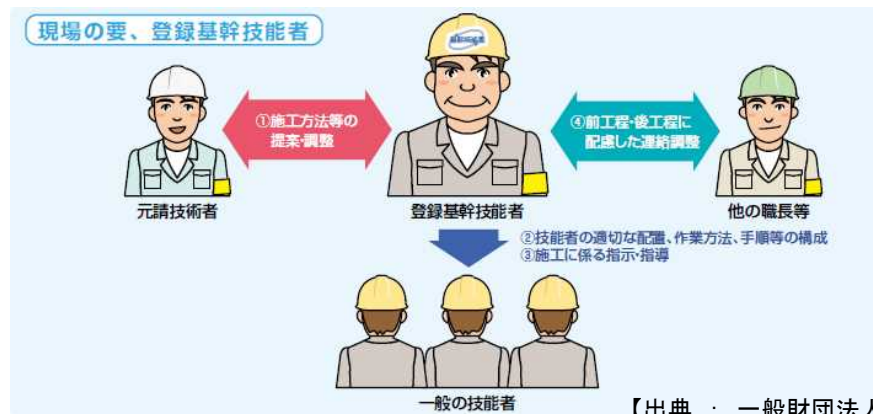
- 熟達した作業能力と豊富な知識を有するとともに施工管理等のマネジメントができる優れた技術者である
「登録基幹技能者」を活用する工事
- **設計図書(特記仕様書)に「登録基幹技能者の活用」を明記**
- 登録基幹技能者を活用することにより、**段階確認時における臨場**に代えて、**動画等のIT活用**も可能とし、**受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、円滑な工程管理**を目指す。(事後報告も可)

令和元年度の実施方針

- **関東地域において、登録基幹技能者が比較的多い「鉄筋」の活用で試行**
- **「鉄筋」の登録基幹技能者が多い都県で数件試行(埼玉、千葉、東京、神奈川)**
- 工事内容に、**鉄筋工を含む「一般土木(B、Cランク)」で試行**

< 参考 : 登録基幹技能者の役割 >

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

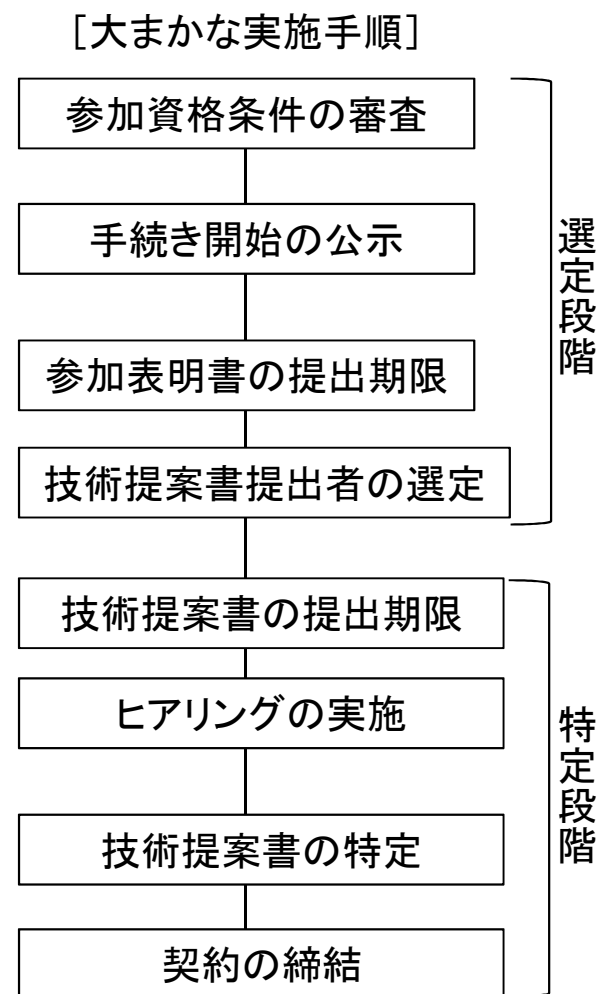
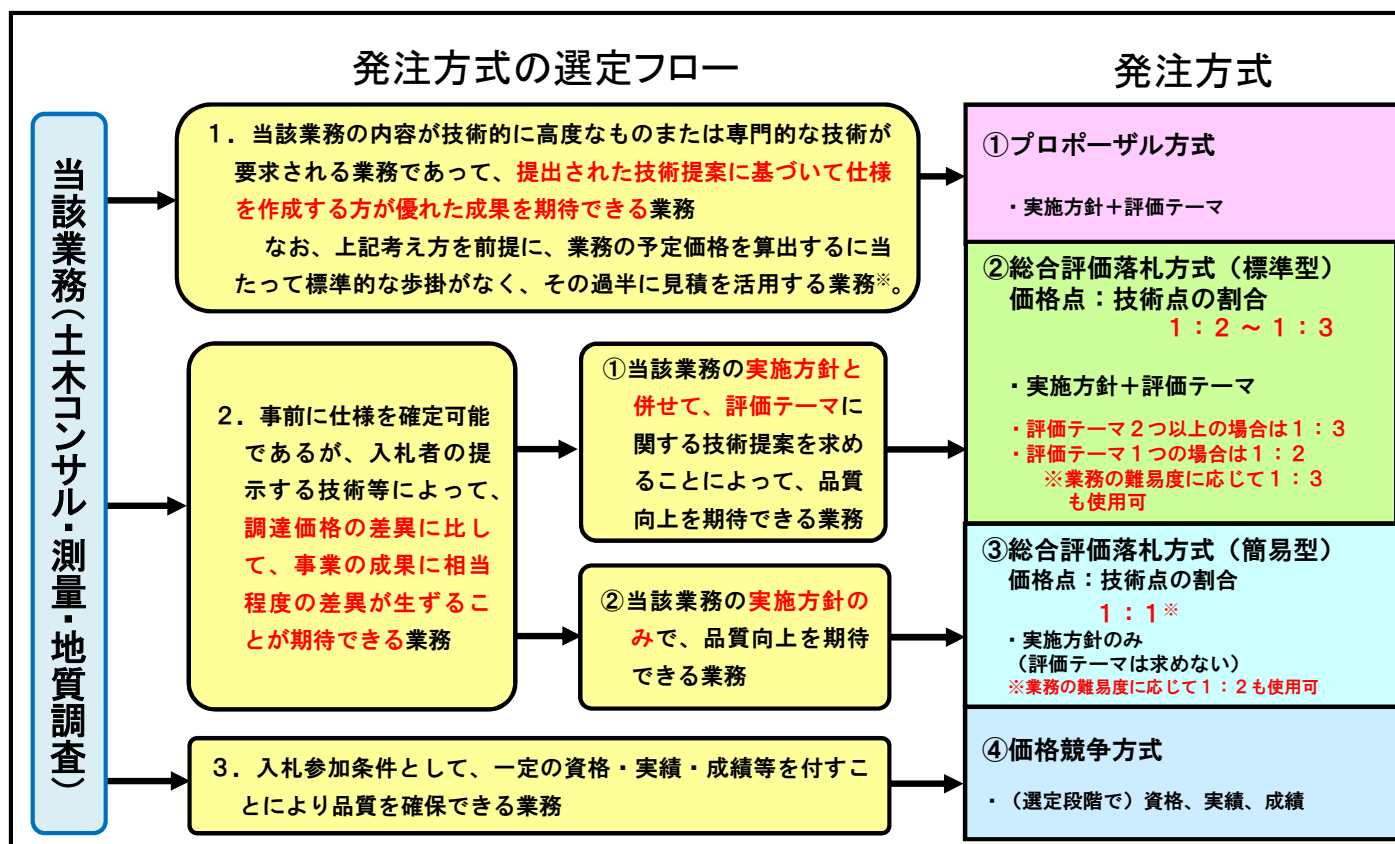


プロポーザル方式

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

(業務内容に応じた技術提案の評価内容の設定)

○発注者は、技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においてはプロポーザル方式により技術提案を求めるほか、競争に付する場合も、発注する業務の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努める。



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

③災害時の対応

災害復旧における入札契約方式の選定について

発注関係事務の運用に関する指針 改正案

災害時における入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争入札等の適用を検討するとともに、概算数量による発注を行った上で、現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

○迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめた「工事発注用」のガイドラインを作成(平成29年7月)。

(地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知)

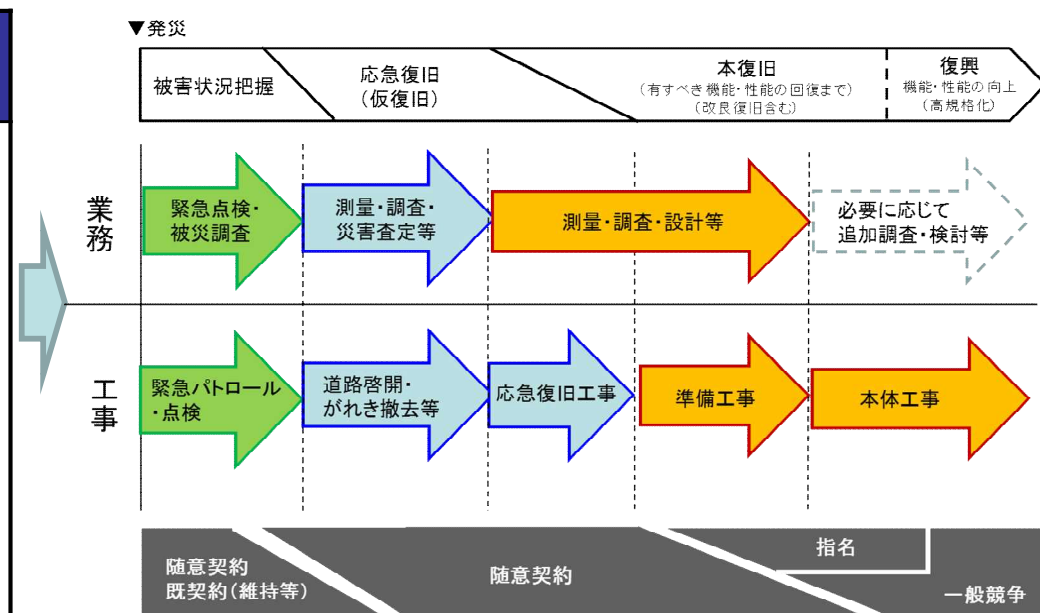
○平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。

○一方、業務に関するガイドラインはなく、品確法改正を踏まえ、早急な整備を行うことが必要

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式(一般競争・総合評価落札方式他)	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合



6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
9
月

(意見照会)

8/8（木）～9/13（金）

地方公共団体・建設業団体等への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正骨子（案）に関する意見を収集

10月 意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針（案）の説明

10
～
11
月

地方公共団体・建設業団体等へ意見照会

有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針（案）に関する意見を収集（1ヶ月間を予定）

12月を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

※あわせて解説資料を作成

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始